

令和6年1月12日

競争入札参加資格停止処分について

標記の件について、下記業者の参加資格を停止処分としました。

記

1. 参加資格停止処分決定の理由等

三愛物産(株)の岐阜支店長が、岐阜県山県市発注の配水ポンプ盤更新工事の入札に関し、公契約関係競売入札妨害の疑いで令和5年11月29日に岐阜県警に逮捕された。

2. 入札参加資格停止措置

資格停止業者：三愛物産株式会社 岐阜支店

取締役支店長 庄司 哲也

岐阜県岐阜市六条江東二丁目8番24号

資格停止期間：瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱（平成15年瑞穂市訓令第15号）別表第2第4号の規定に基づき、令和6年1月12日から令和6年10月11日まで（9か月）の参加資格停止と決定した。

参考

瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱

別表第2

措置要件	資格停止期間
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>4 次のア、イ又はウに掲げる者が競争入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。)又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>10月以上12月以内</p> <p>7月以上9月以内</p> <p>4月以上6月以内</p>